



今月号のトピックス

- 令和6年度 北海道支部保険料率のお知らせ
- 生活習慣病予防健診をご利用ください！
- 令和6年度から生活習慣病予防健診(付加健診)の対象年齢が拡大します！
- 退職後の健康保険についてのご案内
- メールマガジンのご紹介

申請書の様式変更のお願い

令和5年1月より、各種申請書(届出書)の様式を変更しております。申請書をご提出の際は、新様式の申請書(届出書)でご提出いただきますようお願いいたします。



令和6年度 北海道支部保険料率のお知らせ

健康保険料率 北海道支部

10.29%

令和6年2月(3月納付分)まで



10.21%

令和6年3月(4月納付分)から

介護保険料率 全国一律

1.82%

令和6年2月(3月納付分)まで



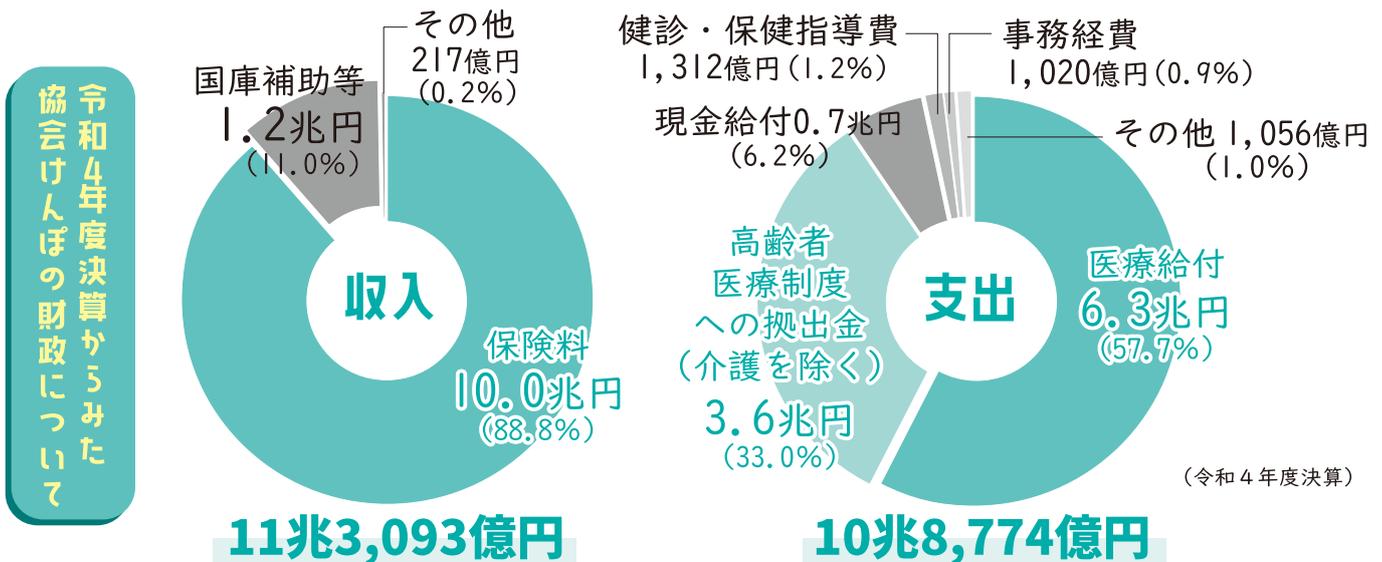
1.60%

令和6年3月(4月納付分)から

※40歳以上65歳未満の被保険者さまには、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※任意継続被保険者さまは、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

北海道支部の健康保険料率が引き下がった要因として、医療費支出がコロナ禍以降年々上昇している中で令和4年度の上昇幅が他の都府県と比べて小さかったことが考えられます。

また、北海道支部の健康保険料率が前年度比マイナスとなるのは3年連続です。



今後の見通し

- 収入面では被保険者数の伸びの鈍化と、不安定な海外情勢や、物価高等による不透明な経済見通しのために保険料収入の増加を期待するのは難しい状況です。
- 支出面では、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれます。

協会けんぽの財政は楽観視できない状況です。

こうした状況を踏まえて、北海道支部では医療費の適正化に努めています。

生活習慣病予防健診をご利用ください！

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見などを目的として、被保険者（ご本人）さまを対象とした健診をご用意しています。年度内お一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用を一部補助します。



一般健診

対象年齢：35歳～74歳

特徴
その1

定期健康診断に代えられます！

労働安全衛生法に基づく定期健康診断に代えることができます。また、**がん検診**も含む充実した内容です。

特徴
その2

健診費用の約7割を補助します！

一般健診

費用総額
約19,000円
のところ

自己負担額最高

5,282円

肺 胃 大腸

健診受診
までの流れ

STEP1

案内が届いたら、対象の方に健診を受けるように周知する

STEP2

受診を希望する健診機関※に予約する

STEP3

健診を受診する

生活習慣の改善が必要な方は…

- 健康サポートを受ける
- 医療機関を受診する



※生活習慣病予防健診は道内200以上の健診機関で受診できます。

また、健診機関の他に検診車や会場（ホテル、公民館等）でも受診できます。最新の健診機関の情報は、北海道支部のホームページでご確認いただけます。

生活習慣病予防健診機関一覧はこちら ▶

協会けんぽ北海道 生活健診機関一覧

検索



健康サポートの対象になったら…

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳～74歳の方は健康サポート（特定保健指導）を受けることができます。健康づくりの専門家である保健師、管理栄養士等が寄り添って生活習慣の見直しに向けてサポートします。

従業員さまへ 案内があったら、積極的にご利用ください。

事業主さまへ 事業所に案内が届いたら、対象の方にお渡しいただき、積極的にお声がけください。

「要精密検査」、「要治療」と診断されたら…

高血圧症や糖尿病等の生活習慣病は、自覚症状がないまま進行しているというケースが少なくありません。治療せずに放置すると心疾患や脳卒中等を発症する確率が高まります。生活習慣病の重症化を防ぐためにも、自覚症状の有無に関わらず医療機関への早期受診が重要です。

従業員さまへ 放置せずなるべく早めに医療機関への受診をお願いいたします。

事業主さまへ 対象の従業員さまに早めに受診するようお声がけください。

受診しやすい職場環境づくりにご配慮をお願いいたします。

令和6年度から生活習慣病予防健診（付加健診）の

対象年齢が拡大します！

令和6年度付加健診の対象者
「年齢早見表」

年齢	生年月日
40	S59.4.2 ~ S60.4.1
45	S54.4.2 ~ S55.4.1
50	S49.4.2 ~ S50.4.1
55	S44.4.2 ~ S45.4.1
60	S39.4.2 ~ S40.4.1
65	S34.4.2 ~ S35.4.1
70	S29.4.2 ~ S30.4.1

赤字が今回拡大された年齢と該当する生年月日です。

一般健診+付加健診

費用総額
約28,000円
のところ

自己負担額最高
7,971円

一般健診とあわせても
上記の自己負担額で
受診できます。



付加健診の各検査方法や各検査からわかる病気についてご紹介します。

付加健診を追加した時に受診者の方が新たに受ける検査（眼底検査、肺機能検査、腹部超音波検査）にかかる時間は約30分※です。その他の検査は一般健診で採取した検体を使用します。

※検査時間は健診機関によって異なります。詳しくは健診機関にお問い合わせください。

検査項目	検査方法等	検査結果に異常がみられるまたは、基準値から外れた場合に考えられる病気
眼底検査	眼底カメラを使って眼底の血管を調べる 	高血圧、動脈硬化、糖尿病網膜症、加齢黄斑変性、白内障、緑内障
肺機能検査	スパイロメーターを使って空気を肺に出し入れする機能を調べる 	肺気腫、慢性気管支炎、気管支拡張症、肺線維症、気管支ぜんそく、間質性肺炎
腹部超音波検査	腹部に超音波発信器を当てて腹部の臓器・組織の様子を調べる 	肝臓病（脂肪肝、肝炎、肝がん等）、胆のう・胆道の病気（胆石、胆のう炎等）、腎臓の病気（腎結石、腎臓がん等）
血液学的検査 （血小板数、末梢血液像）	採血	赤血球増多症、慢性骨髄性白血病、貧血、急性白血病、血小板減少性紫斑病
生化学的検査 （総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アミラーゼ、LDH）		肝硬変、腎臓病、栄養障害、肝臓病、心筋梗塞、急性・慢性膵炎、膵臓がん、耳下腺炎、慢性腎不全、重度の糖尿病など
尿沈渣 顕微鏡検査	採尿	腎臓・尿路系の炎症や結石、感染症、腫瘍など

協会けんぽ どんな検査

検索

各検査で
わかることや
基準値はこちら



退職後の健康保険についてのご案内

74歳までの被保険者さまが退職などでその資格を喪失した場合には、引き続き何らかの健康保険制度への加入が義務づけられています。退職後にご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかの健康保険に加入手続きをする必要があります。

	加入要件	手続き	保険料	
退職	健康保険のある事業所へ1日の空白もなく再就職	就職先の健康保険の被保険者 詳しくは新しい勤務先へご確認ください	就職先の事業主が資格取得の手続きを行います	事業主と折半負担
	協会けんぽの任意継続被保険者	・退職日（資格喪失日の前日）までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること ・退職日の翌日（資格喪失日）から20日※以内に資格取得申出書を提出すること（必着） <small>※土日・祝日を含む</small>	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ資格取得申出書を提出	退職時の標準報酬月額（上限あり） × お住まいの都道府県別健康保険料率
	再就職しない	国民健康保険の被保険者 お住まいの市区町村役場へご相談ください	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課で手続き	前年の所得などにより決定 ※軽減制度があります
	家族の健康保険の被扶養者	被扶養者としての認定基準を満たすこと	家族の勤務先の事業所を通じて届出	被扶養者の負担はなし

事業主さまへ

資格取得申出書の資格喪失証明欄を記入していただくか、退職証明書（写）等を添付していただくことで、資格喪失処理を待たずに保険証を交付することができます。その場合、支部で受付してから1週間程度で被保険者さまに交付することができます。被保険者さまから依頼があった際は、ご協力をお願いいたします。

協会けんぽ 任意継続申出書

検索

資格取得申出書のダウンロードはこちら



メールマガジンのご紹介

協会けんぽ北海道支部のメールマガジンでは、毎月5日に健康づくりに役立つ情報や健康保険の手続き方法、健康コラム等を配信しています。

これまでの
配信内容

- 出産に係る健康保険給付について
- 「年収の壁・支援強化パッケージ」について
- 健康コラム（北海道薬剤師会寄稿）
「ヒートショックとその予防について」

登録はこちら



発行元

 全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

〒001-8511 札幌市北区北10条西3丁目23-1
THE PEAK SAPPORO 3階
TEL (011) 726-0352 FAX (011) 726-0379

健康保険委員の新規申込、交代、事業所の名称・所在地変更などの届出用紙は、北海道支部ホームページに掲載しています。

